

# 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシブル・コード(仮称)(案)に関する包括的調査報告書

**Gemini 3 pro**

## 第1章 序論: 規制パラダイムの転換と本コード案の位置付け

### 1.1 背景: AI開発と知的財産保護の緊張関係

2025年(令和7年)12月26日、内閣府知的財産戦略推進事務局は「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシブル・コード(仮称)(案)」(以下、「本コード案」)を公表し、広く国民からの意見募集(パブリックコメント)を開始した<sup>1</sup>。この動きは、急速に社会実装が進む生成AI技術と、既存の知的財産権制度との間で生じている深刻な摩擦を解消するための、日本政府による新たな政策的アプローチとして位置付けられる。

これまで日本政府は、「人間中心のAI社会原則」などを掲げつつも、著作権法第30条の4に代表されるように、AI学習におけるデータ利用を原則として柔軟に認める「イノベーション親和的」な法的環境を維持してきた<sup>3</sup>。しかし、生成AIの性能向上に伴い、クリエイターやコンテンツ産業から「ただ乗り(フリーライド)」や「模倣生成物の氾濫」に対する懸念が噴出しており、権利保護と技術振興のバランスを再構築することが喫緊の課題となっていた。本コード案は、法的拘束力を持つ「ハードロー」による規制強化を避けつつ、事業者の自主的な取り組みを促す「ソフトロー」のアプローチを採用することで、この難題に対する解を提示しようとするものである<sup>5</sup>。

### 1.2 本コード案の政策的文脈とタイムライン

本コード案の公表は、単発の施策ではなく、一連のAI関連法制整備の流れの中に位置する。特に、2025年5月に成立し、同年9月に全面施行された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(令和7年法律第53号)の趣旨を踏まえたものであり、同法が目指すAI社会の実装とリスク低減の両立を具現化するための実務指針としての側面を持つ<sup>7</sup>。

意見募集期間は2025年12月26日から2026年1月26日までの1ヶ月間と設定されている<sup>1</sup>。この期間は、年末年始を挟む変則的なスケジュールであるにもかかわらず、産業界、権利者団体、法曹界、技術者コミュニティから極めて多くの反応が寄せられており、本件に対する関心の高さと、ステークホルダー間の利害対立の深刻さを物語っている。

本報告書は、公表された本コード案の内容を詳細に分析するとともに、現在ウェブ上で展開されている多角的な議論を収集・分類・整理し、本コード案が日本のAI産業およびコンテンツ産業に与える影響と課題を浮き彫りにすることを目的とする。

---

## 第2章 プリンシブル・コード(案)の構造分析:ソフトローとしての設計思想

本コード案の最大の特徴は、その規制手法にある。欧州連合(EU)が「AI法(EU AI Act)」によって罰則付きの厳格な法的義務(ハードロー)を課す方向へ舵を切ったのに対し、日本はあくまで「規範(ソフトロー)」としての運用を選択した<sup>5</sup>。

### 2.1 「コンプライ・オア・エクスプレイン」ルールの採用

本コード案の中核を成すメカニズムが、「コンプライ・オア・エクスプレイン(Comply or Explain: 遵守せよ、さもなくば説明せよ)」である<sup>5</sup>。これは、元来、英国のスチュワードシップ・コードや日本のコーポレートガバナンス・コードなど、企業統治の文脈で発展してきた手法である。

- **Comply(実施する)**: 事業者は、原則として本コードが定める透明性確保や知的財産保護のための措置を実施することが求められる。
- **Explain(説明する)**: 技術的な制約、実務上の困難、あるいはその他の合理的理由により措置を実施できない場合、事業者はその理由を外部(利用者、権利者、社会)に対して説明しなければならない。

このアプローチは、技術の進展が速く、一律の規制が馴染まないAI分野において、柔軟性を確保しつつ透明性を高めるための現実的な解として採用された。政府(内閣府)は、事業者に対して強制力を発動するのではなく、市場やステークホルダーからの評価圧力を通じて、自律的な規律を促すことを意図している<sup>3</sup>。しかし、この「説明により免責される」という構造こそが、後述する産業界からの「正直者が損をする」という懸念や、権利者団体からの「実効性欠如」という批判の根源となっている。

### 2.2 対象事業者の範囲と定義

本コード案は、以下の事業者を対象としている<sup>12</sup>。

1. **AI開発者(Developers)**: AIモデルの設計、学習データの収集・処理、モデルの訓練を行う事業者。基盤モデル(Foundation Models)を開発するテック企業や研究機関が主に該当する。
2. **AI提供者(Providers)**: 開発されたAIモデルを組み込んだサービスやアプリケーションをエンドユーザーに提供する事業者。APIを利用してサービス構築を行うスタートアップや一般企業も含まれる。

重要な論点として、日本国内にサービスを提供している海外事業者も対象に含まれると解釈されるが、法的拘束力のないソフトローである以上、海外事業者に対してどこまで実効性のあるエンフォースメント(執行)が可能かについては、当初より疑問符が付けられている<sup>9</sup>。

### 2.3 3つの基本原則と具体的開示要求

本コード案は、以下の3つの階層的な原則に基づいて構成されている<sup>5</sup>。

## 原則1:一般公衆に向けた概要開示(透明性の基盤)

すべてのAI事業者は、自社のコーポレートサイト等において、AIシステムの基本的な仕様と方針を開示することが求められる<sup>9</sup>。

- モデル情報: モデルの名称、バージョン、設計思想。
- 学習データの概要: 使用したデータセットの種類(ウェブクローリング、購入データ、合成データ等)。
- クローラー仕様: 使用しているクローラーのUser-Agent名、巡回頻度、目的。
- オプトアウトの尊重状況: robots.txt等の機械可読な拒否設定を遵守しているか否か。

## 原則2:権利者からの照会への対応(個別的透明性)

権利者が自身の著作権保護のために法的措置を検討している場合、事業者はその求めに応じて学習データの使用有無を確認・回答する義務(規範上の義務)を負う<sup>7</sup>。

- 照会要件: 権利者であることの証明、および法的措置の準備段階であることの提示。
- 開示内容: 指定されたURL(ドメイン単位または特定のコンテンツ)が、学習データセットに含まれているか否かの事実確認。

## 原則3:侵害疑義発生時の詳細開示(紛争解決支援)

特定のAI生成物が既存の著作物と類似しており、権利侵害の疑いが生じた場合、事業者はさらに詳細な情報の開示を求められる<sup>14</sup>。

- プロンプト情報の開示: 当該生成物が生成された際の入力指示(プロンプト)の内容。
- 類似性検証: 類似性が指摘される著作物が、実際に学習データとして読み込まれていたかどうかの確認結果。

---

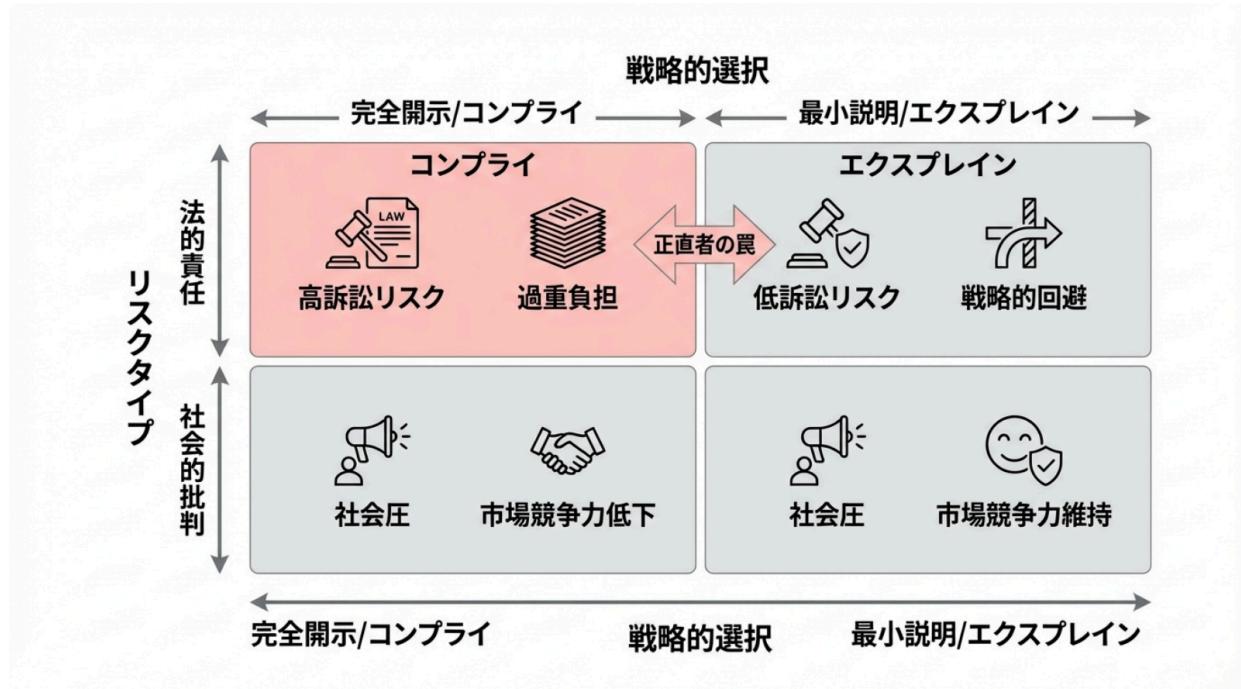
## 第3章 産業界・技術コミュニティの反応:構造的欠陥への懸念

パブリックコメント開始直後から、AI開発企業、スタートアップ、および技術者コミュニティからは、本コード案が内包する構造的な欠陥に対する深刻な懸念が表明されている。これらの意見は、単に「規制が面倒だ」という反発ではなく、本コード案が日本のAI産業競争力を削ぎ、かえって不透明な状況を固定化させかねないという「逆機能」への警告である。

### 3.1「正直者が損をする(Honest Person's Trap)」のジレンマ

法務・知財の専門家や実務家から最も強く、かつ広範に指摘されている論点が、「正直者が損をする(Honest Person's Trap)」というインセンティブ設計のミスである<sup>5</sup>。

## 「コンプライ・オア・エクスプレイン」のジレンマと戦略的リスク構造



本コード案が採用する「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式において、企業が直面する意思決定の分岐と、それに伴う「正直者が損をする」リスク構造の概念図。

本コード案の「コンプライ・オア・エクスプレイン」は、一見すると事業者の自主性を尊重する柔軟な仕組みに見える。しかし、日本の法務コンプライアンス意識の高い企業(特に大手企業や上場を目指すスタートアップ)は、社会的責任やレピュテーションリスクを恐れ、極力「Comply(遵守)」を選択し、詳細な学習データやクローラー情報を開示しようとする力学が働く。

一方で、情報を詳細に開示することは、以下のリスクを自ら招くことになる。

1. 攻撃対象の特定: どのデータを学習したかが明らかになればなるほど、権利者からの削除要請や損害賠償請求のターゲットになりやすくなる。
2. 営業秘密の流出: 独自のデータキュレーションやクローリング技術はAI企業の競争力の源泉であるが、これを開示することは競合他社(特に情報を開示しない海外勢)にノウハウを無償提供するに等しい。

対照的に、海外の巨大プラットフォーマーや、コンプライアンス意識の低い「悪質な」事業者は、「技術的に特定が困難である」「営業秘密保持のため」といった理由で「Explain(説明)」を選択し、実質的な開示を拒むことが予想される。本コードには罰則がないため、彼らは法的な制裁を受けることなく、開発を継続できる。結果として、真面目にルールを守ろうとする日本企業だけが重い事務負担と訴訟リスクを背負い、ルールを形骸化させる海外勢や悪質事業者がフリーライドするという、極めて

不健全な競争環境が出現する懸念がある<sup>9</sup>。

### 3.2 URL単位の照会対応における技術的・実務的非現実性

技術的な観点からは、特に「原則2」および「原則3」で求められる「特定のURLが学習データに含まれているかの確認・回答」について、その実現可能性に対する深刻な疑義が呈されている<sup>11</sup>。

現代の大規模言語モデル(LLM)の事前学習(Pre-training)においては、Common Crawlなどの数ペタバイト級、数兆トークン規模のデータセットが使用される。これらのデータは、学習効率を高めるためにフィルタリング、重複排除、トークナイズといった複雑な前処理を経てモデルに取り込まれる。

- 逆引きインデックスの欠如：学習完了後のモデルから「特定のURLのデータが使われたか」を事後的に検証するためには、学習前の膨大な生データとURLの紐付け情報を保持し、検索可能なインデックスとして維持し続ける必要がある。これには莫大なストレージコストと検索コストがかかる。
- RAGとの混同：ユーザーの質問に対してリアルタイムでウェブを検索し回答を生成するRAG(検索拡張生成)システムであれば、参照元のURLを提示することは容易である。しかし、本コード案は「モデルの学習データ」そのものの開示を求めており、技術的な性質の異なるものを混同しているとの指摘がある。
- スタートアップへの過重負担：巨大資本を持つBig Techであれば、専用の検索システムや対応チームを構築できる余地があるかもしれない。しかし、日本のスタートアップや個人開発者が、権利者からの個別のURL照会に対し、膨大なログを検索し、法務確認を経て回答する体制を構築することは事実上不可能に近い。これは、新規参入障壁となり、イノベーションの芽を摘む結果となりかねない<sup>18</sup>。

# 原則2・3における「URL照会」への対応プロセスと技術的・実務的障壁

プロセスフロー (Process Flow)

● 通常プロセス ● 技術・実務的障壁 (Bottleneck)



権利者から特定のURLについて学習利用の有無を照会された際、AI事業者が行うべき確認作業のフロー。数兆規模のデータセットからの検索と法的判断が求められ、スタートアップには重い負担となる。

Data sources: Qiita (Technical Feasibility), Takagi Hiromitsu Diary, e-Gov Public Comment, Note (Soke OxAI).

### 3.3 「Generation AI」という用語に見る国際的懸念

一部の専門家からは、本コード案の英語版ドラフトにおける用語の使用法についても懸念が示されている。通常、生成AIは「Generative AI」と訳されるが、ドラフトの一部で「Generation AI」という非標準的な表現が散見されることや、「Principle-Code」という英語として不自然な名称が採用されていることが指摘されている<sup>11</sup>。

これは単なる翻訳の質の問題にとどまらない。グローバルに展開する海外事業者が本コード案を目にした際、「専門的知見に基づいていないローカルな文書」として軽視し、真剣な検討対象から外してしまったリスク(ナメられるリスク)を示唆している。海外事業者を実効的に巻き込むためには、国際標準に即した用語と概念整理が不可欠である。

---

## 第4章 権利者団体の反応：実効性への不信と追加要求

産業界が「過剰負担」や「競争劣位」を懸念する一方で、著作権者団体やクリエイティブ産業界からは、本コード案は「不十分」であり、実効性に乏しいとの強い不満が表明されている。彼らにとって、強制力のないソフトローは、侵害行為を止める担保にはなり得ないという認識が根底にある。

### 4.1 日本新聞協会：Robots.txtの完全遵守と法整備の要求

日本新聞協会は、生成AIによる報道コンテンツの無断利用に対して、一貫して厳しい姿勢を示している。2025年6月には「生成AIにおける報道コンテンツの保護に関する声明」を発表し、AI開発企業に対し、ニュースサイト上で著作権者が示す利用拒否の意思(robots.txtの設定など)を完全に順守するよう求めている<sup>20</sup>。

本コード案では、robots.txtの遵守は「推奨される標準的な行動」として位置付けられているが、新聞協会側はこれを「義務」として徹底させることを求めており。また、現行法では無断学習を直接的に禁止する規定が乏しいとして、許諾と対価の支払いを前提とした法整備(ハードロー化)の必要性を強く訴えており、本コード案のような自主規制だけでは解決しないという立場を崩していない<sup>22</sup>。

### 4.2 JASRAC：著作権法改正への強い志向

日本音楽著作権協会(JASRAC)もまた、現行の著作権法(特に第30条の4)が「権利制限の範囲が広すぎる」として問題視している<sup>4</sup>。JASRACは、AIによる学習利用に対して適切な対価還元(補償金制度やライセンス契約)が行われるべきとの立場であり、本コード案が「透明性の確保」に留まり、対価還元への道筋を含んでいない点に不満を抱いている。彼らは、文化庁の文化審議会等においても、法改正を含めた抜本的な制度見直しを主張しており、本コード案をあくまで「通過点」あるいは「不十分な妥協案」と捉えている<sup>23</sup>。

### 4.3 実演家・クリエイター団体の悲鳴：類似生成と人格権侵害

日本芸能実演家団体協議会(芸団協)や日本漫画家協会といった、個人のクリエイターや実演家を代表する団体からは、著作権侵害だけでなく、人格権や肖像権(パブリシティ権)の侵害に対する懸

念が強く出されている<sup>24</sup>。

- LoRA等による画風模倣: 特定の漫画家やイラストレーターの画風を追加学習(Fine-tuning/LoRA)させたモデルが配布され、本物と見分けがつかない生成物が氾濫している問題に対し、本コード案の「原則3(侵害時の詳細開示)」がどこまで機能するかが焦点となっている。
- 立証の困難さ: クリエイター個人が、巨大なAI企業に対して「私の作品を学習したはずだ」と主張しても、証拠となる学習データが開示されなければ訴訟すら起こせない。本コード案が「Comply or Explain」で学習データの開示を回避する道を残していることは、クリエイター側にとって「泣き寝入り」を強いる構造に見えている<sup>26</sup>。

## 第5章 法的・政策的論点の深層分析

本コード案を巡る議論は、単なる「AI企業 vs 権利者」の対立図式を超え、日本の法政策のあり方や国際的な規制調和という観点からも重要な論点を孕んでいる。

### 5.1 欧州AI法(EU AI Act)との比較と「ソフトロー」の限界

本コード案の設計においては、先行するEUの「AI法(EU AI Act)」が意識されていることは明白である<sup>7</sup>。しかし、両者のアプローチは対照的である。

- EU AI法(ハードロー): 違反企業に対して全世界売上高の数%に及ぶ巨額の制裁金を科す強力な法的拘束力を持つ。透明性義務は「法的義務」である。
- 日本プリンシブル・コード(ソフトロー): 制裁金はなく、あくまで自主的な規範。透明性確保は「推奨事項」である。

日本がソフトローを選択した背景には、過度な規制によってAI開発のスピードを阻害したくないという「イノベーション重視」の姿勢がある<sup>27</sup>。しかし、グローバルに活動する日本企業にとっては、国内ではソフトローで済んでも、EU市場に進出する際には厳しいハードローに対応せざるを得ないため、事実上の「ダブルスタンダード」への対応コストが発生する<sup>10</sup>。また、EUの規制基準が事実上の世界標準(ブリュッセル効果)となる中で、日本のソフトローが国際的な信頼性(トラスト)を確保できるかどうかも懸念されている。

### 5.2 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の機能不全リスク

「コンプライ・オア・エクスプレイン」が機能するためには、企業の「Explain(説明)」の内容を精査し、不十分な場合に市場からペナルティ(株価下落、取引停止、消費者ボイコット等)を与える「監視役」の存在が不可欠である<sup>29</sup>。

企業統治においては「株主」や「機関投資家」がその役割を担うが、AI分野においては誰がその役割を果たすのかが不明確である。内閣府は「報告を受ける」窓口となるが、個別の説明内容の妥当性を審査・承認する権限までは有していないとされる<sup>3</sup>。そのため、事業者が「技術的に困難」という定型的な説明を繰り返した場合、それを覆す強制力が働くかず、コード全体が形骸化する(骨抜きにな

る)リスクが高い<sup>31</sup>。

---

## 第6章 ステークホルダー分析と今後の展望

### 6.1 主要ステークホルダーの利害対立構造の整理

ここまで見てきたように、本コード案に対する反応は立場によって大きく異なり、利害が複雑に絡み合っている。各ステークホルダーの主張と懸念を整理すると以下のようになる。

## 主要ステークホルダー別の反応と論点整理

ステークホルダー	スタンス	主な懸念点	要求・対応策
AIスタートアップ	強い懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>本コードが「規制の虜」となり、スタートアップが排除されるリスク。</li> <li>国内事業者だけが不利になり、海外プラットフォーマーの支配的地位を固定化してしまう。</li> </ul>	公正な競争環境の維持 (過度な負担の回避)
国内AI事業者 (大手・提供者)	慎重・警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>眞面目に情報開示を行う企業ほど訴訟リスクが高まる「正直者が損をする構造」。</li> <li>検索システム構築やログ保存等のコストが膨大で、開発に悪影響を及ぼす。</li> </ul>	海外勢との公平性確保 「説明(Explain)」の質的向上と法的防御としてのログ保存
海外プラットフォーマー	静観 / 優位	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語版が「暫定版(Offical)」であり、内容を真剣に受け止めない可能性。</li> <li>「企業秘密」やOSS利用を理由に開示を回避しやすく、規制の影響を受けにくい。</li> </ul>	特になし（現状維持が有利に働く可能性）
権利者団体 (新聞協会・JASRAC等)	規制強化要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>記事の無断学習による報道機関の機能低下。</li> <li>現行の著作権法解釈（世界一緩いと言われる）だけでは権利保護が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>robots.txt（技術的拒否設定）の尊重</li> <li>著作権法の改正（権利制限規定の見直し）</li> </ul>
法曹・専門家	実効性を疑問視	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Comply or Explain」等のソフトローアプローチの実効性。</li> <li>用語（Principle-Code）の不自然さや、定義の曖昧さ（説明責任の範囲拡大）。</li> </ul>	制度の精緻化と、企業側の戦略的な「Explain」の実践

本コード案に対する、AI開発者（スタートアップ・大手）、権利者団体、法曹・専門家のそれぞれの立場、主な懸念点、および要求事項の比較。

Data sources: [ITmedia AI+](#), [note \(S-S71\)](#), [Ledge.ai](#), [Yorozu IP](#), [Takagi Hiromitsu Diary](#), [AI Law Blog](#)

### 6.2 パブリックコメント後の修正シナリオと提言

2026年1月26日のパブリックコメント締め切り後、政府は寄せられた意見を踏まえて本コード案の修正作業に入る。現状の対立を解消し、実効性のあるコードとするためには、以下の方向性での修正や補足が不可欠であると考えられる。

1. 「Explain」の要件厳格化とガイドライン策定：  
単に「技術的に困難」という一言での説明を許容せず、「なぜ困難なのか」「代替手段として何を行っているか」を具体的に記述させるよう、説明責任の基準(ガイドライン)を明確化する必要がある。これにより、安易な説明による逃げ道を塞ぐ。
2. スタートアップ・中小事業者への配慮(ティアリング)：  
EU AI法がリスクベースアプローチを採用しているように、事業者の規模やAIモデルのリスクレベルに応じて、開示義務のレベルを段階的に設定する(ティアリング)検討が必要である。特に、リソースの乏しいスタートアップに対しては、URL単位の照会対応を「努力義務」に留める、あるいは簡易的な確認手段で足りるとする等の緩和措置が求められる。
3. 海外事業者への執行強化の示唆：  
「正直者が損をする」状況を打破するためには、海外事業者に対しても本コードの遵守を強く働きかける必要がある。法的拘束力はないものの、政府調達の要件に本コードの遵守(または十分な説明)を盛り込むなど、経済的なインセンティブを通じて海外事業者を規律に取り込む方策が考えられる。
4. 権利者との対話フォーマットの標準化：  
個別のURL照会が過度な負担とならないよう、権利者からの照会フォーマットや、事業者側の回答フォーマットを標準化し、事務手続きの効率化を図ることも実務的な解決策の一つとなる。

### 6.3 結論

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシップル・コード(仮称)(案)」は、日本のAI政策における重要な転換点である。しかし、現状の案文のまでは、AI開発者側の「産業空洞化」への懸念と、権利者側の「権利侵害の放置」への不満の双方を解消することは困難である。

「ソフトロー」という枠組みの限界を認識しつつ、その中でいかにして公正な競争環境と権利保護の実効性を担保するか。パブリックコメントを通じた緻密な制度設計の修正が、日本のAI社会の健全な発展を左右することになるだろう。

### 引用文献

1. 内閣府、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明 ... , 1月 11, 2026 にアクセス、<https://current.ndl.go.jp/car/268921>
2. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する ..., 1月 11, 2026にアクセス、[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenboshu\\_20251226.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenboshu_20251226.html)
3. AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6108/>
4. JASRAC「AIと著作権」で著作権法の改定が必要と意見提出, 1月 11, 2026にアクセス、<https://yorozuipsc.com/blog/jasrac-ai>
5. 生成AIプリンシップル・コード案:企業の「開示」と戦略的リスク, 1月 11, 2026にアクセス、<https://ailaw.co.jp/blog/%E7%94%9F%E6%88%90ai%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%89%E6%A1%88%EF%BC%9A%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%AE%E3%80%8C%E9%96%8B%E7%A4%BA%E3%80%8D%E3%81%A8/>

6. 生成AIの新ルール: 知的財産保護と透明性に, 1月 11, 2026にアクセス、  
[https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/japan\\_s\\_ai\\_principle\\_code\\_explained.pdf](https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/japan_s_ai_principle_code_explained.pdf)
7. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する, 1月 11, 2026にアクセス、  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304678>
8. AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する, 1月 11, 2026にアクセス、  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryo2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryo2.pdf)
9. 波紋呼ぶ“生成AI×知的財産の保護”の新ルール案へのパブコメ募集 ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://www.itmedia.co.jp/aiplus/articles/2512/26/news116.html>
10. 内閣府が生成AIの透明性と知財保護に関する「プリンシップル・コード ... , 1月 11, 2026にアクセス、<https://note.com/aicu/n/ne8bb251fbcef>
11. 高木浩光@自宅の日記 - 代替可能性を欠く「AIプリンシップル・コード」, 1月 11, 2026にアクセス、<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20251227.html>
12. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://yorozuipsc.com/blog/ai8634213>
13. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304680>
14. 2025年冬、日本のAI政策が示した「鎖国」への道程 | soke - note, 1月 11, 2026にアクセス、[https://note.com/soke\\_Oxai/n/na01168b7f845](https://note.com/soke_Oxai/n/na01168b7f845)
15. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://note.com/lsic/n/nbdff2418ba2ee>
16. AI個人開発者が駆逐される日--AI時代の知的財産権検討会(第10回 ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://qiita.com/shanks665/items/66918156e6999894f78c>
17. 日本政府のAIプリンシップル・コード案は実質的なAI開発規制か ... - note, 1月 11, 2026にアクセス、[https://note.com/piyo\\_bird/n/nfa6585a79c3e](https://note.com/piyo_bird/n/nfa6585a79c3e)
18. 内閣府が生成AIの透明性と知財保護に関する「プリンシップル・コード ... , 1月 11, 2026にアクセス、<https://www.aicu.jp/post/naikakufu-generative-ai-principle>
19. 研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://innoventier.com/archives/2021/06/12437>
20. 日本新聞協会、生成AIによる報道コンテンツの「無断学習」を強く批判, 1月 11, 2026にアクセス、[https://ledge.ai/articles/news\\_media\\_ai\\_robots\\_txt\\_statement\\_2025](https://ledge.ai/articles/news_media_ai_robots_txt_statement_2025)
21. 生成AIと報道コンテンツ: 日本新聞協会声明(2025年 6月4日)の ..., 1月 11, 2026にアクセス、  
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/65c3fdbdc994a1e1d7d7.pdf>
22. 日本新聞協会・中村史郎会長「生成AIの無断利用が報道を脅かす ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://japan.storm.mg/articles/1084481>
23. 「AIと著作権に関する考え方について(素案)」に関する文化庁へ ..., 1月 11, 2026にアクセス、[https://www.jasrac.or.jp/information/release/24/02\\_3.html](https://www.jasrac.or.jp/information/release/24/02_3.html)
24. 生成AIについてさんに聞いてみた - 芸団協 CPRA, 1月 11, 2026にアクセス、  
[https://www.cpra.jp/cpra\\_news/cpranews\\_review\\_no08.pdf](https://www.cpra.jp/cpra_news/cpranews_review_no08.pdf)
25. 出版社と関連団体、「生成AI時代の創作と権利のあり方に関する共同 ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://current.ndl.go.jp/car/260507>
26. 生成AIをめぐる最新の状況について - 文化庁, 1月 11, 2026にアクセス、

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/workingteam/r07\\_01/pdf/94269701\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/workingteam/r07_01/pdf/94269701_04.pdf)

27. [Flash Report] Japan Enacts AI Promotion Act - 法律事務所ZeLo, 1月 11, 2026にアクセス、<https://zelojapan.com/en/lawsquare/56899>
28. AI Regulation in Japan: Policy Framework & Governance, 1月 11, 2026にアクセス、<https://digital.nemko.com/regulations/ai-regulation-japan>
29. コーポレートガバナンス法制、2019年以降に大きな変化, 1月 11, 2026にアクセス、<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr359-20190226-hirata.html>
30. Sustainable investment management in Japan - Oxford Academic, 1月 11, 2026にアクセス、<https://academic.oup.com/cmlj/article/doi/10.1093/cmlj/kmaf021/8316954>
31. 令和6年度産業サイバーセキュリティ強靭化事業（ソフトウェアの ..., 1月 11, 2026にアクセス、<https://www.meti.go.jp/metilib/report/2024FY/1000014.pdf>